

## 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業補助金交付取扱要領

平成16年2月26日  
環境省大臣官房  
廃棄物・リサイクル対策部

次世代廃棄物処理技術基盤整備事業補助金交付取扱要領を次世代廃棄物処理技術基盤整備事業補助金交付要綱（平成16年2月26日付け環廃対発第040226003号）第27条の規程に基づき、次のように定め、平成16年4月1日から適用する。

### （通則）

第1条 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び次世代廃棄物処理技術基盤整備事業補助金交付要綱（平成16年2月26日付け環廃対発第040226003号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### （経費の単価）

第2条 要綱第5条第五号に規定する謝金の単価は、別表第1によるものとする。  
2 要綱第5条第五号に規定する旅費の単価は、別表第2によるものとする。

### （保存すべき証拠書類）

第3条 要綱第17条第1項に規定する証拠書類は、次のとおりとする。

- 一 環境省へ提出した書類の写し
  - イ 実施計画書
  - ロ 交付申請書
  - ハ 変更申請書
  - ニ 実績報告書
  - ホ その他補助金に関し環境省に提出した文書
- 二 環境省から送付された書類
  - イ 交付基準額通知書及びその関連書類
  - ロ 交付決定通知書及びその関連書類
  - ハ 変更承認書及びその関連書類
  - ニ 交付額確定通知書及びその関連書類
  - ホ その他補助金に関し環境省から送付された文書
- 三 補助金を適正に使用したことを証する書類
  - イ 収支簿

□ 預金通帳

八 関係証拠書類

(イ) 設計費

見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書等

(ロ) 建設費

見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書等

(ハ) 機械装置購入費

見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書、機種選定理由書、保管証等

(ニ) 材料費

見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書等

(ホ) 物品費

見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書等

(ヘ) 外注費

見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書等

(ト) 印刷製本費

見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書等

(チ) 謝金

その目的、内容、期間等が記載された労務等の提供があったことを証する書類、受領書等

(リ) 旅費

領収書、出張報告(記録)書、出張依頼書等

(ヌ) 賃金

その目的、内容、期間等が記載された労務等の提供があったことを証する書類(出勤表)、受領書等

(実施計画書の提出部数)

第4条 要綱第9条に規定する実施計画書は正1部を提出するものとする。

(交付申請書の提出部数)

第5条 要綱第12条に規定する交付申請書は正1部、副1部及び同内容を入力したフロッピーディスク1部を提出するものとする。

(実績報告書の提出部数)

第6条 要綱第19条に規定する実績報告書は正1部及び副1部を提出するものとする。

(提出書類の大きさ)

第7条 提出書類の大きさは、原則としてA4版を標準とする。

## 別表第 1

## 謝金

(単位：円)

用務内容	職 種	対象期間	単 価	摘 要
定型的な用務 の依頼	技 術 者	1日当たり	7,800	大学卒業者又は専門技術を有する者及びこれに相当する者
	研究補助者		6,600	その他
講演、討論等 研究遂行のため 学会権威者の 招へい	教 授	1時間当たり	9,300	教授及びこれに相当する者
	助 教 授		7,700	助教授及びこれに相当する者
	講 師		5,100	講師及びこれに相当する者
研究協力謝金		1回当たり	1,000	アンケート記入等の研究協力謝金については、協力内容（拘束時間等）を勘案し、社会通念の範囲を超えない適正な単価を設定すること。 なお、謝品として代用することができる。 この場合においては、消耗品費として計上すること。

## 別表第 2

## 旅費単価

- 1 鉄道賃、船賃、航空賃等の計算は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の例によること。
- 2 日当及び宿泊料

(国内旅費)

(単位：円)

職 名	日 当	宿 泊 料	
		甲 地	乙 地
学長及びこれに相当する者	3,000	14,800	13,300
教授及び助教授	2,600	13,100	11,800
講師、助手、技師及び相当者	2,200	10,900	9,800
上記以外の者	1,700	8,700	7,800

注) 私立大学及びその他の研究機関等にあつては、この表の額を超えないようにすること。